

さばえfamily holiday宣言企業認定事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内労働者が本人や家族のための休暇を取得できる職場環境づくりをより一層推進するため、多様な特別休暇の導入を積極的に推進している市内企業を「さばえfamily holiday宣言企業」として認定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「企業」とは、市内に本社または本社機能を有する事業所があり、市内において事業活動を行い、かつ、常時雇用する従業員を有する法人（国および地方公共団体を除く。）をいう。

(認定申請)

第3条 この要領による認定を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、さばえfamily holiday宣言企業認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の対象の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は認定の対象としない。

(1) 市税の滞納がある企業

(2) 鯖江市暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第2条第2号および第3号で規定する暴力団員または暴力団員等が所属する企業または同第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する企業

(認定の決定等)

第5条 市長は、第3条に規定する認定申請書の提出があったときは、別紙に定めるさばえfamily holiday宣言企業認定要件（以下「認定要件」という。）に基づきその内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定の可否を、さばえfamily holiday宣言企業認定結果通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、必要に応じて企業に対して聞き取り調査または現地調査を実施し、申請内容の確認を行うことができる。

(認定企業の周知)

第6条 市長は、市のホームページおよび刊行物への掲載等により、認定企業の取組を広く市民に周知するものとする。

(認定の辞退)

第7条 認定企業が、その認定を辞退するときは、さばえfamily holiday宣言企業認定辞退申出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定企業が第5条に規定する認定要件を満たさなくなったときまたは認定企業に相応しくない事由が発生したときは、認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、さばえfamily holiday宣言企業認定取消通知書(様式第4号)を認定企業に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第9条 認定の有効期間は、認定の日から2年を経過する日が属する年度の末日までとする。

2 さばえfamily holiday宣言企業として引き続き認定を受けようとする企業は、期間満了の1月前までに、更新申請を行うものとする。

(報告)

第10条 市長は、必要があるときは、認定企業に対し、さばえfamily holidayにかかる特別休暇の取得率等に関して報告を求めることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。